

令和3年8月16日

関係団体の長 様

茨城県知事 大井川和彦

茨城県非常事態宣言における要請について

日頃から茨城県政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、急激な入院患者の増加に伴い、病床はひっ迫しており、県では、県内全ての病院に対し、不急の入院・手術の延期などによる最大限の病床確保を要請しました。

命を救うため、県民が一丸となった行動抑制を直ちに実施する必要があります。

このような中、県では、非常事態宣言をし、別添のとおりワクチン接種が済んでいない40代、50代の方についてはテレワークや時差出勤、休暇取得の促進などにより極力出勤・外出を自粛すること、客や学生が集まる施設においては、その施設内の人員が通常の50%程度となるようできる限りの入場や入室の整理などにより感染防止対策を徹底することについて要請させていただくことといたしました。

貴職におかれましては、これらの要請の趣旨をご理解いただくとともに、貴団体の構成員の皆様にも周知くださいますようお願いいたします。

【本通知のお問い合わせ先】

■全般について

茨城県政策企画部政策調整課

Tel 029-301-2025

■県内の感染状況について

茨城県保健福祉部感染症対策課

(新型コロナウイルス感染症受診・相談センター)

Tel 029-301-3200

■商業施設の入場制限等について

茨城県産業戦略部中小企業課 (大規模集客施設対策チーム)

Tel 029-301-3489

■テレワーク・時差出勤等について

茨城県産業戦略部労働政策課

Tel 029-301-3635